
プロジェクト **実務対応報告第 18 号の見直し**

項目 **本日の審議事項**

本資料の目的

1. 2015 年 3 月 26 日に公表した実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(以下「実務対応報告第 18 号」という。)の改正において、「IFRS 第 9 号における、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品への投資の公正価値の変動におけるノンリサイクリング処理等を修正項目として追加するか否かについて、今後、検討を行う予定である。」とされていた。
2. また、2015 年 11 月 20 日開催の第 324 回企業会計基準委員会において、基準諮問会議から ASBJ に対して、親会社が日本基準、国内子会社が IFRS を適用している場合の、連結財務諸表作成における国内子会社の取扱いの明確化に関して、ASBJ において今後予定されている実務対応報告第 18 号の見直しの中に、本テーマの検討を含めて頂きたいとの要望があった。当該要望には、実務対応報告第 24 号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(以下「実務対応報告第 24 号」という。)における国内関連会社の取扱いの検討も含まれる。
3. 第 91 回実務対応専門委員会(2016 年 9 月 8 日開催)及び第 345 回企業会計基準委員会(2016 年 9 月 23 日開催)において、以下の点から、実務対応報告第 18 号及び実務対応報告第 24 号の見直しの検討を行った。
 - (1) 国内子会社又は国内関連会社が IFRS 又は修正国際基準を適用している場合の、連結財務諸表作成における国内子会社及び国内関連会社の取扱いの検討
 - (2) 修正項目の検討
4. 上記を踏まえ、引き続き実務対応報告第 18 号及び実務対応報告第 24 号の見直しの検討を行うこととする。

本日の審議事項

5. 本日の企業会計基準委員会では、第 91 回実務対応専門委員会及び第 345 回企業会計基準委員会で聞かれた意見への対応の検討を行う(審議事項(4)-2)。
6. また、仮に審議事項(4)-2 の対応を図った場合の実務対応報告第 18 号及び実務対応報告第 24 号の文案を作成しており、これについても検討を行う(審議事項(4)-3 及び審議事項(4)-4)。

審議事項(4)-1

7. 第 91 回実務対応専門委員会及び第 345 回企業会計基準委員会で聞かれた意見については、審議事項(4)-5 に記載している。第 92 回実務対応専門委員会（2016 年 10 月 24 日開催）で聞かれた主な意見については、審議事項(4)-6 に記載している。

以 上